

議案第 6 号関連資料

明石市建設関係手数料徴収条例の一部改正について
(宅地造成及び特定盛土等規制法関連)

1 改正の目的

「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が 2023 年（令和 5 年）5 月 26 日に施行されました。ここで、本市における盛土規制法の本格運用が 2025 年（令和 7 年）5 月 26 日に開始予定であることから、これに伴う許可等に係る手数料の改正及び新設のため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 許可申請手数料の改正及び新設

法改正に伴い、宅地造成に関する規制が強化されたことや、特定盛土等及び土石の堆積に関する規制が新たに規定されたことから、工事の許可に係る手数料を改正又は新設します。

- 宅地造成：手数料の改正
- 特定盛土等：手数料の新設
- 土石の堆積：手数料の新設

(2) 変更許可申請手数料の改正及び新設

(1) と同様

(3) 中間検査申請手数料の新設

法改正に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査が新たに規定されたことから、中間検査に係る手数料を新設します。

(4) 宅地造成等に関する証明事務の改正

盛土規制法の規定（宅地造成等に関する工事の許可又は変更の許可）に適合していることを証する書面の交付に係る事務を改正します。

3 兵庫県内の状況

兵庫県及び県内中核市（姫路市、尼崎市、西宮市）は、改正時期及び手数料額ともに概ね同様になる見込みです。

4 施行期日

本市において盛土規制法の本格運用を開始する 2025 年（令和 7 年）5 月 26 日を予定しています。

参考

- 宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令で定めるものをいう。
- 特定盛土等：宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させる恐れのあるものとして、政令で定めるものをいう。
- 土石の堆積：宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。